

賃金控除に関する協定

株式会社 と株式会社 労働組合とは、労働基準法第 24 条第 1 項但し書に基づき、従業員の賃金の一部控除に関し、以下のとおり協定する。

第 1 条（控除の対象）

会社は、毎月 日支払の給与および賃金規程第 条の定めにより支給される賞与より、以下に掲げるものを控除することができる。

法令により定められたもの

(1)所得税 (2)住民税 (3)健康保険料 (4)厚生年金保険料 (5)介護保険料 (6)雇用保険料

法令以外のもの

(1)社宅家賃 (2)互助会会費 (3)会社立替金もしくは社内貸付制度による返済金および利息

(4)労働組合の組合費 (5)団体扱いの生命保険・損害保険の保険料 (6)通信教育受講料

(7)財形制度の積立金 (8)従業員持株会拠出金 (9)社内預金制度による預入金

(10)その他会社と労働組合が協定したもの

第 2 条（協議事項）

本協定に基づく賃金控除の取り扱いに関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と労働組合で対応を協議し、決定する。

第 3 条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、平成 年 月 日より平成 年 月 日までの 1 年間とし、会社、労働組合に異議のない場合には、1 年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

平成 年 月 日

株式会社
代表取締役社長

株式会社
執行委員長

労働組合

印

印